

2026年6月18日

国立市議会議長 遠藤 直弘 様

提出者 藤田 貴裕

// 関口 博

// 矢部 新

// 小川 宏美

議案の提出について

議員提出第1号議案

充電式電池を内蔵する製品に関する安全表示及び法整備を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により
提出します。

充電式電池を内蔵する製品に関する安全表示及び法整備を求める意見書（案）

近年、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの充電式電池を原因とした火災事故が全国的に多発している。これらの電池は、ハンディファンといった日用品に広く内蔵されており、購入者や利用者がその危険性を十分に認識しないまま「不燃ごみ」等として廃棄することによって、ごみ収集車や廃棄物処理過程で火災の危険性が指摘されている。

メーカー側の回収の強化に加え、リサイクルから漏れた製品の混入防止策、さらには市民へ「発火の可能性がある」という概念の定着などは、喫緊の課題として不可欠である。

一度火災が発生すれば、施設の稼働が停止したり、復旧費用が必要など、極めて深刻な事態となる。

よって、国においては、火災事故を未然に防止し、持続可能な廃棄物処理体制を維持するため、現行の取組に加え、下記の事項を早急に実現するよう強く要望する。

記

1. 利用者や廃棄処理に関わる全ての者が、一目で「発火危険性」を認識できる仕組みを構築すること。また、ネット販売を含む海外メーカー製品も含め、製造者に対し、これら安全表示を義務づける法整備を行うこと。
2. 充電式電池内蔵製品については、発火の可能性があることを国民に定着させ、安全製品の購入動機を高めるため、国として強力な周知活動を主導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2026年6月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣